

令和 4 年度 第 10 回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和 5 年 1 月 25 日

令和4年度 第10回定例総会議事録

1. 日 時 令和5年1月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市立春日住民センター大会議室

3. 出席者

○農業委員 (23名)

(柏原地域)	1番 古倉 一郎	2番 矢本 規夫	
(氷上地域)	3番 芦田 義彦	4番 足立 正典	5番 金子 隆司
	7番 山本 浩子	8番 足立 康裕	
(青垣地域)	9番 足立 篤夫	10番 足立 俊哉	11番 足立 信昭
(春日地域)	12番 白井 光茂	13番 萩野 隆太郎	14番 近藤 真治
	15番 田川 良一	16番 婦木 克則	
(山南地域)	17番 岸本 好量	18番 田中 耕作	19番 野垣 克巳
	20番 和田 憲治		
(市島地域)	21番 荒木 嘉信	22番 杉山 重利	23番 高見 由行
	24番 橋本 慎司		

○欠席委員 (1名)

6番 徳田 義信

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第 4 号 農地転用許可の変更申請承認について（第5条）
議案第 5 号 非農地証明願承認について
議案第 6 号 丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について（別冊）
議案第 7 号 地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について（別冊）
議案第 8 号 農用地利用集積計画の決定について（別冊）
報告第 1 号 農地の一時利用届について
報告第 2 号 農地の形状変更届について
報告第 3 号 公共工事の届出について
報告第 4 号 農地法第5条の規定による申請の取下願について
報告第 5 号 農業経営改善計画の認定について（別冊）
報告第 6 号 青年等就農計画の認定について（別冊）

5. 閉会

1. 開会

○議長 定刻になっておりますので、会議を始めたいと思います。

今日は、雪がたくさん降りまして、皆さんそれぞれ出にくいところお集まりいただきて、ありがとうございます。スムーズな進行をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ただいまより、令和4年度丹波市農業委員会第10回定例総会を開会いたします。初めに、岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長 (会長あいさつ)

○議長 ありがとうございました。

事務局から、会議の開催についての報告をお願いします。

○事務局 本日の総会の出席人数でございます。在任委員24名中、議席番号6番の徳田義信委員から欠席届が提出され、出席委員は23名となっております。

農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことをご報告いたします。

続きまして、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書26ページ、27ページでございます。番号4番から番号10番まで取下願が出ておりますので、議案書から削除をお願いいたします。

以上です。

○議長 よろしいでしょうか。

3. 議事録署名委員の指名

○議長 それでは、日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日の委員は、議席番号2番の矢本規夫委員、議席番号3番の芦田義彦委員、両委員、よろしくお願ひいたします。

なお、本総会の議事録は後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 所有権移転 番号1番～番号18番 ～

○議長 日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番～番号4番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は6ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

遊休農地が解消できるということで、喜んでいます。

○委員 番号2番、番号3番、番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、利便性の向上を目的とした交換、番号3番との交換の形になると伺っています。図面のほうは、7ページに掲載しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

続いて、番号3番を説明します。

番号3番も、番号2番の、ちょうど譲受人、譲渡人が反対の状態になっております。利便性の向上等による交換と伺っております。地図は7ページに掲げております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、誓約書が出ております。

ご自宅の敷地になっております。昭和26年から農業用倉庫、昭和45年から家を建築しておられるそうです。速やかに農地法所定の手続きをとるという誓約書が出ております。

続いて、番号4番は、経営規模を拡大したいというもので、地図は同じ7ページに掲げております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定します。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定します。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定します。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定します。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号5番～番号8番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです、図面は8ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

続いて、番号6番を議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、農地を売買により取得し、経営を開始したいというものです、図面は9ページに示しております。

譲受人は、9ページの図面の〇番の土地の下にある家屋を購入しております、その付属する農地を取得したいということになります。

譲受人の職業は自営業となっておりますが、今、言いました購入をされた家で、〇〇を営むということです。

営農に関しましては、奥さんと2人で作業し、水稻に関しましては、今まで作っていた人に教えてもらいながらということで、作っていくということで、意欲はありますということです。

農機具は、購入した家に耕運機と草刈機がございます。

また、畠の作物は、野菜・果樹ということになっております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

○委員 番号7番、番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです、図面は10ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

この案件につきましては、誓約書が出ておりますので、内容を報告させていただきます。

2件ありますて、1件は、〇〇川の左岸道路、市道でございますけれども、それが平成2年頃に拡幅がされまして、そこにございました旧住宅が立ち退きになり、また新しいところに住宅を買ったんですけども、その立ち退きになった住宅の跡地が、農地のままの地目で、登記が残っておると。

それから新しく平成2年当時に建築された新しい住宅が、これも農地の上に住宅が建てられたというふうなことで、登記上の地目が農地のまま残つておるという状況でございます。

これにつきまして、令和4年1月29日付け農地法第3条の申請をするに当たり、確認した未申請の転用農地について、次のとおり農地法を守り、早急に是正し、申請手続を履行することを誓約いたします、ということで、誓約書が添付されております。

続いて、番号8番でございますけども、この案件につきましても農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は10ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定します。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定します。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定します。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定します。

次に、春日地域について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号9番～番号14番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会からの確認報告ですが、まず番号9番、番号10番、番号11番について、確認報告をお願いします。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号9番につきましては、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというものです。図面につきましては11ページに示しております。

この方は市外から来られまして、古い空き家を、拠点ということで図面に書いておりますけれども、そこを中心に、自家用野菜をしていくということでございます。

機械装備につきましては、これからそろえていくということです。ご主人と2人で農業をやっていくということでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

続いて、番号10番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号10番につきましても、これも農地を売買によって、経営規模を拡大したいということでございます。図面につきましては、12ページに示しております。

取得後は、果樹をやっていきたいということでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

続いて、番号11番を、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

この農地につきましても、売買によって取得し、経営規模を拡大したいということでございます。番号10番の方と同じく取得されるということでございます。

図面につきましては、12ページでございます。図面の右上の方のところでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定します。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定します。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定します。

番号12番について、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、番号12番について、春日地域委員会より確認報告をお願いします。

○委員 番号12番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号12番は、農地を住宅とともに売買にて取得し、新しく農業を始めたいというもので、図面は13ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号12番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 この〇平米という非常にちっちゃい畑があるわけですけれど、実際ここはどういうふうに利用されてますか。

○委員 現在は庭の一部の、どういうんですか。植木というのか、そういうのが植わっとるんですけども、登記上は畑として残っとるんです。

○委員 5年間の作付計画は何を作るということになりますか。

○委員 作付としましては、一般野菜と果樹ということになっております。

○委員 分かりました。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可すべきものと決定します。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続いて、番号13番、番号14番について、春日地域委員会から確認報告をしていただくのですが、番号13番、番号14番は、下限面積の関係もあり、併議とさせていただきます。それでは春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 続いて、番号13番と番号14番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号13番、番号14番は、農地を売買にて取得し、新たに農業を始めたいというもので、図面は14ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

主に、栗を栽培したいということでございます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号13番、番号14番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番、番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番、番号14番は、許可すべきものと決定します。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号15番～番号17番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号15番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号15番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は15ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

続いて、番号16番も議席番号〇番の〇〇が説明をします。

番号16番も農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は16ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

○委員 番号17番を、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号17番は、農地を売買により取得し、経営を拡大したいというもので、図面は17ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号15番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定します。

番号16番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 前に一度聞いたのですが、取得する譲受人は別に複数でもいいと説明いただいたんですけども、これ御夫婦で同じ住所でお住まいになるのやけれど、これをどういうっていうか、お二人で取得される理由、あるいは意味があれば教えてください。

○委員 前もそうでしたけど、夫婦で持ち分2分の1、そのまま書類に出とるんやけれど別に何っていうのは聞いていません。

○委員 特にこの案件にどうこう言うつもりはないんですけど、農地を取得する適格性、本来は1人でお持ちになって、夫婦であれば家族でやっていくというのが本来の形なんんですけど、これ例えば家族全員で持つとかいうようなことでもいいのでしょうか。事務局。

○事務局 事務局でございます。

今回の場合は夫婦で共有するということになります。それは申請人の方の御意思に基づいて申請されています。共有で申請されるかどうかは、許可の判断に關係ございません。

○委員 前にそのとおり聞いて、別に異存はないんですけども、例え2分の1ずつ持つとってね、ずっと2分の1ずっと田んぼを何ヘクタールか持っていて、それが他人であってもよいということでなんですね。片方が耕作をやめられたとかいうようなときに、対応が難しいんやないかなという気がするんで、家族であればお一人とかのほうがええんでしょうけれど、まあ条件は別に、条件というか要件がないのであれば、異存はないです。

○委員 ちょっとすいません。それは今の意見ですけどね、私たちは農地法に基づいて審査しています。今の1件は農地法には一切関係ないことでございます。

○委員 農地法に要件があるのかの問題なんで、そこをお尋ねしたかったんですけど、ないんであればそれは異存がないということです。

○委員 それでいいと思います。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定します。

○委員 結論の後で、ちょっとお尋ねしたいと思うのですけど、耕作面積が1万6,000何平米ということですけど、これの表記の仕方として、共有部分がどれだけであるのか、それぞれ個人名義の部分も足してこれだけになるのか、書き方のというのか、何をもってこの数字になつとるかいうのをちょっと教えてください。

○事務局 事務局でございます。

耕作面積がまとめられる条件は、同一世帯でございますので、今回の申請者、2名でございますが、ここは全て共有で農地を持たれておりまして、その世帯の合計面積が議案書に表記してある耕作面積ということになっています。

○議長 続いて、番号17番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 すいません。譲受人の住所について、拠点等についての説明をお願いします。

○委員 住所が〇〇市になっておりまして、最低2日に1回はこちらに来て、農業をやっておられるそうです。

○議長 その方の耕作が、既にこれだけあるという理解でいいんですね。

○委員 え。

○議長 この方の耕作面積が、既に3,838m²あります。

○委員 〇〇委員、拠点を説明してください。

○議長 拠点と状況について、説明をお願いします。

○委員 拠点は、17ページにあります。拠点と書いてある家を購入しています。

○議長 分かりました。

ほかに、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号17番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定します。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号18番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号18番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号18番は、農地を売買により取得し、経営を開始したいというもので、18ページ、19ページに地図を付けています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

この案件には、権利移転についての誓約書、地元土地改良区の同意書、営農計画書が添付されております。新規移住者でございます。農業経験は3年ほどお持ちで、トラクターはリースを活用予定でございます。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号18番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号18番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号18番は、許可すべきものと決定します。

～ 議案第2号 番号1番 ～
～ 議案第2号 一時転用 番号1番、番号2番 ～

○議長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題とします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号1番は、農業用倉庫を建設するための申請で、申請地の農地区分は、住宅等が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地と判断されます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は事業計画に対して妥当なものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、農地法第4条の規定による農地等の一時転用許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、一時転用、番号1番、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。番号1番、番号2番につきまして、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番と番号2番を続けて、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、かさ上げによる農地改良を目的とした一時転用の申請です。図面は24ページに示しています。

番号1番は、農振農用地区域内の農地であります。当該農地は、24ページも見てもらったら分かるのですが、〇〇と〇〇の擁壁に囲まれたところであり、大雨の際には水没することがたびたびあることに加え、所有者も高齢であるため、水稻の耕作が困難となり、3年以上遊休

農地となっております。そのため、かさ上げによる農地改良をした上で、将来、栗を植えると、栗畠として農地管理をしていくことが最良であり、その造成費や栗の苗の植栽費についても、造成する業者の残土処分費と相殺する旨の請負契約もなされております。

隣接土地所有者たる〇〇とも調整が整い、既に特定事業に係る土地使用の同意、隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農に支障はないものと思われます。

また、農地に復元されることも確実であり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

続いて、番号2番もかさ上げによる農地改良を目的とした一時転用の申請です。図面は24ページにあります。

番号2番は、街区の55.5パーセントが宅地であり、第3種農地と考えます。

当該農地は、〇〇と〇〇の擁壁等に挟まれたところであり、大雨の際には水没することがたびたびあることに加え、所有者は昨年相続により取得された不在地主であります。

近隣に同様に相続した住居としての拠点はあるものの、現状は3年以上遊休農地となっております。

そのため、かさ上げによる農地改良の上、将来、番号1番と同様に、栗の畠として農地管理していくことが最良であると。その造成費や栗苗の植栽費についても、業者の残土処分費と相殺する旨の請負契約もなされております。

隣接所有者たる〇〇とも調整が整い、既に特定事業に係る土地使用の同意、隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

申請地の近くに拠点もあり、後継者もいらっしゃるということでございます。

また、農地に復元されることも確実であり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 ちょっと聞くのですけれど、番号1番、農地区分が農振農用地で、番号2番が第3種農地で街区の面積の割合が40パーセント以上で、これ同じところで道ひとつ隔てて、どういうふうになってるのですか。

○議長 その判断についてということで、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 街区の話ですか。

○議長 番号1番は農振農用地やけど、番号2番は第3種農地になってますよねということで、同じところにあるのですけれど、その差はどういうことですか、という。

○委員 これは過去の農振農用地の設定をするのに、この番号1番の方は農振農用地ということ

が設定されておったということなんです。今回申請でこうしたっていうことではなく、もともとのものであります。

○議長 さらに事務局から。

○事務局 事務局でございます。先ほど春日地域委員長のほうから説明がありましたとおりですが、逆に言うと、番号2番が、1筆除外がされたのかなというふうに考えるほうが自然かなと思います。どういう経過があるかまでは、旧町時代ですので、追跡のしようはございません。農振農用地に指定がある場合には、農地区分は農振農用地で整理するほかはないということになります。

農振農用地区域外のところについては、第3種、第2種、第1種で判定していったときに、どこに該当してくるかというところで判定をしますと、今回は第3種の街区に該当にするという結果に至ったということであろうかと思います。

○議長 よろしいでしょうか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

～ 議案第3号 所有権移転 番号1番～番号3番、番号11番 ～

○議長 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

番号1番について、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、譲渡人と譲受人の間で、土地の等積交換をし、譲受人が新たに用悪水路を新設しようとする申請です。図面は29ページに示しています。

申請地の農地区分は、農用地区域内の農地と考えますが、転用目的が農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画指定用途に該当するため、農用地区域内農地の不許可例外事由に該当すると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続いて、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号2番、番号3番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、農地を売買によって取得し、太陽光発電設備を設置するための申請です。図面は30ページに示しています。

現場は山裾にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と考えます。

譲受人は、太陽光発電事業を営む法人であり、市内でも実績があります。代替地等の検討書、資金証明、法人の全部事項証明、定款も添付してもらっています。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

なお、パネル数は92枚、50.6キロワットの計画であります。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

図面は31ページにお示ししております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

なお、パネル数は144枚、79.20キロワットです。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号11番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号11番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号11番は、農地を売買により取得し、太陽光発電設備として利用するための申請です。

図面は34ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が、40パーセントを超えるため、第3種農地と判断されると考えます。

なお、街区の面積が2万5,209平米、宅地の面積が1万4,909平米で、宅地の割合が59.2パーセントになります。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第4号 番号1番 ～

○議長 議案第4号、農地転用許可条件の変更申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を議席番号〇番の〇〇が説明します。

今回の申請の土地は、令和4年9月28日付け兵庫県指定丹波（丹農）第〇〇号をもって許可のあった土地で、図面は37ページに示しているとおりです。

当初は、法面仕上げで造成するという計画でしたが、擁壁仕上げで、隣接地と直接行き来ができるようにする計画に変更するということです。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 ちょっとよろしいですか。

○議長 ○〇委員。

○委員 この36ページの番号1番の土地の所在地の3つ目ですね。登記地目も現況地目も雑種地になっているのやけれども、これがこの申請に上がってきた。なぜ農地と一緒に上がってきただのか、その辺ちょっと教えていただけたら。そういう必要があったのかどうか。

○議長 事務局から。

○事務局 事務局でございます。

今回、3行目の雑種地を入れた根拠でございますが、今回の議案は、農地転用許可条件の変更となってございますので、当初に許可を受けた土地の記載をさせていただくということで、4筆記載をしております。

地図で見ていただきますと、一番南側に独立した土地でございますので、既に造成が終了しております、単体での地目変更が可能となってございます。登記も雑種地ということで、地目変更もされておりますので、現状の土地の状態を、そのまま表示をさせていただいたという経過でございます。

○議長 よろしいでしょうか。

○委員 ということは、前回のときの登記地目は農地であったということですね。

○議長 合わせて説明を。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

当然許可を取られた時点では、登記・現況ともに田ということになってございます。5条でございますので、2段階登記が必要でございます。まず、所有権移転登記をして、その後、転用事業に着工します。その後、工事が完了しましたら地目変更登記ということで、2段階登記になりますが、南側についてはもう独立して雑種地という状態になっておりますので、地目変更登記も終わっているということでございます。

○議長 よろしいでしょうか。

ほかに、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第4号の番号1番、農地転用許可条件の変更申請承認について、変更承認相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、農地転用許可条件の変更申請承認について、変更承認相当と意見を付して、進達すべきものと決定をいたします。

～ 議案第5号 番号1番～番号13番 ～

○議長 議案第5号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号1番、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は41ページに示しています。

1月13日に現地確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和40年頃から、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題がないと考えています。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は42ページに示しています。

1月13日に現地を確認したところ、現況は住宅・物置・車庫となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和58年頃から、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定します。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定します。

次に青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号3番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は9ページに示しています。

1月13日に現地を確認したところ、農業用倉庫が建っており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和20年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えております。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号4番～番号8番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号4番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番につきましては、地目変更のための非農地証明願です。図面は11ページに示しております。

1月16日に現地を確認したところ、住宅が建っており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見ても、非農地と判断しても特段影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和53年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、春日地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

○委員 続いて、番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は43ページに示しています。

1月16日に確認いたしましたところ、離れと車庫が建てられており、農地への復旧は困難であり、周辺の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響はないものと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和50年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えます。

○委員 番号6番、番号7番、番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

図面は、44ページ、45ページに添付しております。

本件は、昨年に3条申請を行った際に明らかになり、誓約書が出されたものです。

本来は、願出人が1人ですので、番号6番、番号7番、番号8番は全て1件で願出可能な案件だと考えますので、3件同時に御説明させていただきます。

1月16日に確認いたしましたところ、現地はそれぞれ、焼却場、作業場・物置・通路、山林となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、それぞれ平成3年、昭和53年、平成11年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定します。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定します。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

はい、○○委員。

○委員 議席番号○番の○○です。

ちょっと聞きもらしたか分からんんですけど、これ焼却場というのは物があるんですか。

○委員 コンクリートに囲まれた、焼却場があります。基本的には農作物の残滓みたいな、葉っぱとか枝とかいうの焼却されておったものです。

○議長 よろしいでしょうか。

○委員 了解しました。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 今、議案書に書いてある焼却場は農作業の分だと聞いたんですが、普通の焼却場だと許可が出んはずなんですね。それで農作業用と書いてもらうほうがいいんじゃないかなと思います。捕まります。

○議長 利用状況の内容についてですね。

○委員 そうそうそう。

○委員 非農地と認められれば、焼却できる場所です。

○委員 いやいや、農作業用と言われたでしょ。そういうのは大丈夫なんです。普通の焼却場としたら、ごみを燃やしとる焼却場となりますからね。

○議長 利用状況については、願出のときにいろいろあるのかもしれません、非農地の判断ということですので、今回はその旨で進めたいと思います。それから先については、願出書が出てきた段階でしっかりと確認いただけたらと思います。

とりあえず、番号6番について、ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定します。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定します。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、証明書を交付すべきものと決定します。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号9番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号9番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は46ページに示しています。

1月12日に確認したところ、現地は住宅となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和56年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号10番～番号13番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号10番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号10番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は47ページに示しています。

1月12日に確認したところ、現地は作業場と車庫になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和54年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

続いて、番号11番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号11番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は48ページに示しています。

1月12日に確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和40年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えております。

○委員 番号12番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号12番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は49ページです。

1月12日に現地確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和58年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えております。

○委員 番号13番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号13番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は19ページに示しております。

先ほど審議いただきました3条申請関連でございます。

1月12日に確認したところ、現地は物置と露天駐車場として利用されておりました。周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段の影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成13年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えております。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、証明書を交付すべきものと決定します。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、証明書を交付すべきものと決定します。

番号12番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 この市島地域の非農地証明願というのが、これがどうこういうことはないんやけれども、非農地証明願が出て現地確認した場合、倉庫があるとそういうものについては現地で分かるんやけれども、それが山林になっていて、木が大きくなってしまったら、どこからどこまでか場所が分からへんのやけれども、それでこの願出者がテープか何かを巻いてここからここまでというような印をしてもらわんと、高い山に上がって探しますが、どこからどこまでというのが分からないという場合が多いんです。そやさかいこれ、何かそういうような目印を山林の場合はつけてもらうというような方法をとってもらえへんかなと思うんですけども、いかがなもんでしょうか。

○議長 願出者のほうにその辺は依頼しながらいきたいと思いますが、大体確認するときに、地図と照合して確認いただくという形になりますので、できればその目印があれば、またその辺も願出者のほうに言っていただければ、またそれを目印に地域委員会として見ていくことになりますので、まあそこらあたりはそれぞれの委員の判断で、そうしていただいていいです。ぜひそのような形をお勧めしたいと思います。

○○委員、ありますか。

○委員 番号12番ですよね。議席番号○番の○○です。

審査に関してはどうもないんですけど、ちょっと教えてほしいんですけど、これまた法人が出てきるんですけど、多分これ利害関係人、法人が農地持つとるみたいな話になると思うんですけど、これどういういきさつというか、やっぱり登記簿にもやっぱりこの法人名で載つとるという形ですか。法人がこんなところに出てきてるんで、ちょっと気になったんで教えてください。

○議長 願出者との関係ということですね。

○委員 はい。

○委員 これ、持ち主が、木の伐採をする。ここに、請負人業者が願出者として出ています。

○委員 そうですね。はい、もうそれで結構です。

○委員 地権者が依頼して、こうなっています。

○委員 そうですね。あと1点、すいません。これ○○になっとるのですけど、自治会長ではもらえなかつた理由が何かあるんやつたら。

○議長 事務局から。

○事務局 失礼します。事務局でございます。

こちらの土地は、単位自治会がございません。ですので、○○の証明となつてございます。そこで、答弁をしながら、1点議案書の訂正をお願いしたいと思います。

○○の後ろに「長」をつけてください。○○長さんです。すみません。議案書の訂正をお願いします。

○議長 よろしいですか。

○委員 勉強になりました。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、証明書を交付すべきものと決定します。

番号13番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、証明書を交付すべきものと決定します。

ここで休憩を取ります。

(休憩)

(再開)

○議長 時間になりましたので、会議を再開いたします。

～ 議案第6号 ～

○議長 議案第6号、丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第6号朗読。

○議長 今回は7件ありますて、地域ごとに審議をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず、番号1番ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、説明をお願いします。

○農林振興課 議案第4号、番号1番説明。

○議長 農林振興課の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 今、言われましたように人口的には少ない自治会でございますが、このたび家が複数軒、建つということで、そういう関係で、公民館に集会するときに駐車場が足りないということがありますので、そのために駐車場として、使う部分でございます。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、番号1番につきまして、丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番につきまして、丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続いて、番号2番につきまして、説明をお願いします。

○農林振興課 議案第4号、番号2番説明。

○議長 農林振興課の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 この土地につきましては、従来は草がぼうぼう生えてしまっていたということで、稲作をされているんですけども、そのときにどうしてもその部分だけが刈り取りせんといかんということでございましたので、それでここをコンクリート化したいということでしたので、それでこのようになっています。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、番号2番につきまして、丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番につきまして、丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続いて、山南地域につきまして、説明をお願いします。

○農林振興課 議案第4号、番号3番～番号5番説明。

○議長 農林振興課の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号3番におきましては、除外後の農地区分が第2種農地になっております。それは住宅等が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地と判断されております。

そのようなことで、今事業概要にありましたように、近年〇〇の盜難とか、そんなのがちょくちょく起きておりますので、事業者の家のすぐ近くにこういうふうな土地を望まれて、この場所になっております。

番号5番の農地区分について、○番は上下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ500メートル以内に医療機関が2つ以上あります、その○番は第3種農地であります。○番と○番の農地に関しては、○○(公共施設)から500メートル以内に入っていますので、第2種農地と思われます。

それとちょっとこれは余談になるかもしれないんですが、番号5番の農振除外に関しては、かなりの年数を経ております。

それと、全体的に見まして、農振除外におきまして、いろいろと制約がちょっとあり過ぎるんじゃないかと。今、農業委員会で遊休農地云々いうようなことも毎年出て、遊休農地のままずっと過ごしている土地もたくさんあります。そんな土地があるんであれば、このような業者さんが利用していただける農地であり、かつ本当に田んぼの真ん中なんかはかないませんけど、ある程度、その地域の農業委員が認めたりした場合は、そこらをもう少し、丹波市がお世話になっておる以上、兵庫県のほうも真剣に検討してほしいと思います。そこらも、ある程度ちょっと、上申していただける方向へお願いできたらうれしいと思いますので、よろしくお願いいたします。これが最後になりますから。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番、番号4番、番号5番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、山南地域における丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、山南地域における丹波農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答します。

続いて、市島地域につきまして、農林振興課説明をお願いします。

○農林振興課 議案第4号、番号6番、番号7番説明。

○議長 農林振興課の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号6番は、携帯電話基地局なんで、別に問題はないと考えます。

○委員 番号7番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号7番は、申出者が自宅への進入路として利用したいということです。

説明のあったとおりでございます。隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

農用地区域から除外することに問題ないと考えられます。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番、番号7番につきまして、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 議席番号○番の○○です。

番号6番のことでお伺いします。公益性が高いので、この除外に関して異議はございません。ただ教えていただきたいんですけど、40ページの面積、○○平米のうち○平米。いわゆる分筆登記とかが行われてないようにこれでは見られるんですけど、それは、例えば番号7番であ

れば、これ多分、事前に○番○という形で分筆されて、分筆後に申請されてるんですよね。番号6番は、当然分筆されてないから、何平米のうちの何平米になってるんで、その辺の場所が大体で書いてあるんで、またこのあと農地法第5条申請か何条申請かが出てくるとは思うんですけど、その辺何か、法律的に認められるとか、何かあるんであれば、ちょっと教えてください。すいません。

○議長 事務局。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

まず、1点、番号6番につきましては、令和4年10月25日開催の定例総会におきまして、既に公共工事ですね。認定電気通信事業者からの届出ということでして、報告が本総会にされております。

2点目です。分筆の必要はないのかという点でございますが、契約自体は賃貸借契約でございます。分筆までは求められておりません。○平米の根拠であります。コンクリート柱の1本ということで、当該面積とされているという状況です。

○議長 よろしいですか。

○委員 あと続きで。これ全部○番、1筆が除外されるわけじゃないと、念のために。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

今回の除外に関しましては、コンクリート柱が設置される面積のみが除外ということになります。で、残りの土地は農振農用地区域のままでございます。

○委員 じゃあ、このあと現に我々申請とかのいろんな中で見るときに、そこだけがぽかっと色が抜けているわけですね。日の丸の逆みたいに。当局で、地図見せてくださいって、除外の地図ですけれども。日の丸みたいにぽんと抜けてるわけですね。

○事務局 事務局でございます。

お見込みのとおりでございます。そこまでリアリティのある地図になるかどうかは別として、まあ説明を求められれば何かというお答えはできる形には整理をしております。

○委員 ありがとうございました。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

市島地域における丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、市島地域における丹波農業振興地域計画の変更に係る意見について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答します。

先ほど山南地域のお話につきましては、意見書、市長との懇談会の中でも、今後の土地利用について、より利用しやすいような環境を整備してほしいということで、当委員会からも申入れをしておりまして、今後、またこの4月から始まる地域計画の中でも、そういうものが反映され、より農地を含め地域の利用がやりやすいような、そういう環境を整えてほしいということで、その旨申し込みはしております、そのような形で、今後進めていけるように、というようなところが協力するという形になろうかと思いますので、その辺も関心を持って、これから進めていっていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

～ 議案第7号 ～

○議長 議案第7号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第7号朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

今回、番号1番、番号2番、番号3番、番号4番と4件出ております。それぞれ確認をしておきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず番号1番につきまして、柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 議席番号〇番の〇〇です。

4ページの写真を御覧いただきたいと思います。これ、〇〇のすぐ目の前、入り口の道路でございます。皆さんもよく御存じだと思います。ここには農地はございません。雑種地、公衆用道路ということで、認定をされるということです。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第7号の番号1番、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答します。

続いて、番号2番につきまして、氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は6ページに示しています。

1月13日に、番号1番から番号21番までの田畠を現地確認したところ、堤防や山林となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、地域委員会としては、非農地と判断しても特段に影響ないと見込まれます。

○議長 非農地証明願というよりは、地籍調査事業でこの転用事実がこうですかということの確認でございますので、確認したという形で、説明いただいたということで、理解でよろしいですか。

○委員 はい。

○議長 それでは氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第7号の番号2番、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答します。

続いて、番号3番、番号4番につきまして、市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、山間地の中に農地が残っている現状でして、現地を確認しましたけど、畠に戻すということは不可能なので、これはやむなしかなというふうに思います。

○委員 番号4番を確認したところ、写真のとおり山林となっております。これは農地への復旧は無理だと今回確認しました。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番、番号4番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第7号の番号3番、番号4番、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番、番号4番、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答します。

～ 議案第8号 ～

○議長 議案第8号、農用地利用集積計画の決定について、別冊になります。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第8号朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原、氷上、青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番から番号3番まで、1月16日の柏原地域委員会において確認しました。地域の全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○委員 番号4番から番号33番まで、1月13日の氷上地域委員会におきまして確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○委員 番号34番から番号52番まで、1月13日の青垣地域委員会において確認いたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はございません。

○議長 柏原、氷上、青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原、氷上、青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原、氷上、青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答します。

続いて、春日、山南、市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号53番から番号67番まで、1月16日の春日地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○委員 番号68番から番号81番まで、1月12日の山南地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○委員 番号82番から番号88番まで、1月12日の市島地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 春日、山南、市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

春日、山南、市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、春日、山南、市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答します。

～ 報告第1号 ～

○議長 農地の一時利用届について、事務局説明をお願います。

○事務局 報告第1号、番号1番、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 補足することはございますか。

○委員 番号1番に関しまして、議席番号〇番の〇〇が補足いたします。

届出地の左側に水路がありまして、それの間の畔のコンクリート化の工事ということで、表

土を一旦めくりまして、で、重機による作業が行われるということです。工事が終了次第、元に戻すということになります。特に問題はないと思います。

○議長 ほかにはないでしょうか。補足等、ございませんか。

○委員 特にありません。

○議長 質問等、ございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号、農地の一時利用届について、御承知おきください。

～ 報告第2号 ～

○議長 報告第2号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番、番号2番、番号3番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から、補足することはございますか。

○委員 番号1番ですけども、周りがみんなかさ上げされてて、ここだけが池のようになってしまっている状態なので、同じようにかさ上げして、隣と同じような樹木を植えたいということでございます。

○議長 ほかに補足することはございますか。

○委員 番号3番ですけども、これ以前に河川改修の公共工事の届が出まして、その進入路になっております段々畠が2枚あります、1枚をかさ上げして、1枚にするということでの届出です。

○委員 番号2番を報告します。図面59ページなんですが、長い間放棄されている遊休農地で、雑木などもあるということで、それを撤去し、30センチかさ上げして、イチジクを栽培するということで、遊休農地が1つ減ったということで、何ら問題はなかったと報告します。

○議長 以上の3件につきまして、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号、農地の形状変更届につきまして、御承知おきください。

～ 報告第3号 ～

○議長 報告第3号、公共工事の届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号、番号1番、番号2番朗読。

○議長 2件の公共工事の届が出ております。

地域委員会から、補足することはございますか。

○委員 ありません。

○委員 ありません。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号、公共工事の届出について、御承知おきください。

～ 報告第4号 ～

○議長 報告第4号、農地法第5条の規定による申請の取下願について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第4号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

補足はありますか。

○委員 書類を整理されて、地元の同意も得て、一旦この農業委員会でも申請が通過はしてはおるんですが、周辺の自治会から子どもたちが通学する上で問題はないかという声が出まして、申請者のほうが一旦取下げて、きっちと説明した上で、細部まで検討というふうなことになります、一旦取下げるということになります。

○議長 内容につきまして、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号、農地法第5条の規定による申請の取下願について、御承知おきください。

～ 報告第5号 ～

○議長 報告第5号、農業経営改善計画の認定について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第5号、番号1番～番号5番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第5号、農業経営改善計画の認定について、御承知おきください。

～ 報告第6号 ～

○議長 報告第6号、青年等就農計画の認定について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第6号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第6号、青年等就農計画の認定について、御承知おきください。

本日予定しておりました議事は以上となります。この際、質問、意見等、ございませんでしょうか。

ないようでしたら、事務局、お願いします。

○事務局 (事務連絡)

○議長 それでは、本日の会議はこれで閉じたいと思います。皆さん、御協力ありがとうございました。明日の朝も路面が非常に凍るようですので、それぞれ気をつけていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和5年1月25日

議

長

印

議事録署名委員（2番委員）

印

議事録署名委員（3番委員）

印